

【アメリカ】オバマ大統領 8 年間の主要施策

主幹 海外立法情報調査室 原田 圭子

* オバマ大統領は 2017 年 1 月 20 日に 8 年の大統領職の任期を終えた。任期後半は連邦議会とのねじれにより政権運営は難航した。8 年間の任期における施策のいくつかを総括し紹介する。

1 経緯

オバマ大統領は、2009 年 1 月にアフリカ系アメリカ人として初めて大統領に就任し、2013 年に再選され 8 年間の任期を務めてきた。

この間、大統領、連邦議会

とも与党民主党が多数派を占めたのは最初の第 111 会期のみで、続く第 112 会期、第 113 会期は下院で共和党が多数派となり、最後の 114 会期は上下両院とも共和党が多数派となった。このねじれ現象を反映して党派対立が激化した結果、成立した法律の件数は少なかった（参考：第 110 会期：460 件、109 会期：482 件、108 会期：498 件、107 会期：377 件）。そのため、オバマ政権後期は、法律の制定によらず大統領令及び行政規則の制定等により政策を遂行する方針に転換したが、その政策に対して各州の司法長官が合同で訴訟を起こし、連邦裁判所による施策の差止め判決が出されるといった事例も見られた（注 1）。

オバマ大統領の業績については今後様々な評価がされるであろうが、ホワイトハウスのウェブサイトでは自らの業績を①医療制度改革、②気候変動への対処、③世界におけるアメリカのリーダーシップ、④経済回復、⑤社会発展及び平等（移民政策を含む）の 5 つの視点からまとめている（注 2）。この中から主要な政策を紹介する。

2 医療制度改革

オバマ大統領が第一の業績として掲げているのは、2010 年 3 月 23 日に成立した P.L.111-148 「患者保護及び購入可能な医療の提供に関する法律」（通称「オバマケア」）である（注 3）。この法律により、全ての州に医療保険取引所が開設され、地域・年齢で同一条件の医療保険を被保険者の健康状態のいかんにかかわらず購入できるようになった。また、低収入の個人・世帯の保険購入に対する補助金により、制度導入以来約 2000 万人が新たに医療保険を購入し、無保険の国民は 10%以下となっている。一方で、保険料が高騰し、多くの国民にとって負担増となっていることが指摘され、共和党は一貫してこの法律に反対の姿勢を取っている。連邦議会は、2016 年 1 月にはオバマケアを廃止する法案を上下両院で可決させたが、オバマ大統領が拒否権を発動し法律は成立しなかった（注 4）。オバマケアの存続は、2017 年 1 月に開始された第 115 会期連邦議会の争点となっている。

表 オバマ大統領任期中の連邦議会多数党及び法律制定件数

連邦議会	年	大統領	上院	下院	法律制定
第 111 会期	2009-2010	民主党	民主党	民主党	383
第 112 会期	2011-2012	民主党	民主党	共和党	283
第 113 会期	2013-2014	民主党	民主党	共和党	296
第 114 会期	2015-2016	民主党	共和党	共和党	329

（出典）筆者作成

3 気候変動への対応

オバマ大統領は、気候変動、環境問題にも積極的な取組をしてきた。2015年8月3日、環境保護庁（EPA）は、発電所から排出されるCO₂排出量を2030年までに、2005年比で32%（約8億7000万トン）削減させるクリーンパワープラン（以下「CPP」）（注5）を発表した。これは、国内のCO₂排出の3割を占めている発電所に対して初めて規制をかけるものであり、各州に対して、それぞれの実情を踏まえた計画を策定することを求めている。これにより環境負荷の高い石炭火力発電から天然ガス火力発電又は風力・太陽光発電など代替エネルギーへの転換の促進を目指している。CPPは既存の「大気浄化法」（注6）を根拠に、CO₂排出量の規制がEPAの権限の範囲内にあるとして策定されたが、規則発表後、27の州及び複数の企業が、CPPは権限の範囲を超えていると合同で連邦裁判所に対して訴訟を起こし、2016年2月連邦最高裁判所でCPP仮差止めの判決が下された（注7）。

4 移民政策

移民制度改革もオバマ大統領の重要政策の一つであったが、就任直後は経済対策及び医療制度改革に注力したため、本格的な取組は第2期以降であった。2013年には、一定の要件を満たす非正規移民に対する市民権の付与、国境警備の厳重化、ビザシステムの整備等を含む包括的な移民制度改革法の成立を目指したが果たせず、2014年11月に、市民権や永住権を持つ子どもの親に対して強制送還を停止し、就労資格の申請も可能とする措置を含む大統領覚書「21世紀に向けた移民ビザ制度の近代化及び合理化」（注8）を発表した。この政策に対し、26の州が合同で差止めを求める訴訟を起こし、2015年2月には連邦地方裁判所がその訴えを認める判決を下し、連邦第5控訴裁判所もその判決を支持した。オバマ大統領はそれに対して連邦最高裁判所に上訴したが、2016年6月に下された判決では、最高裁判所判事の判決が4対4で割れたため（注9）、連邦地方裁判所の差止めの判決がそのまま維持されることになった。（注10）

注（インターネット情報は2017年1月21日現在である。）

- (1) Gerald F. Seib, "Presidential Power Undergoing a Transformation," *The Wall Street Journal*, 2014.2.17 <<http://www.wsj.com/articles/SB10001424052702304899704579388782793560024>>; 梅川葉菜『アメリカ大統領権限分析プロジェクト：オバマ大統領による政策実現を阻む司法長官』東京財団、2016.11.4, 東京財団ホームページ <<http://www.tkfd.or.jp/research/america/dpv5c2-1>>
- (2) *An In-depth Look at President Obama's Record in Five Areas*, 2016, オバマ政権の White House ホームページ <<https://obamawhitehouse.archives.gov/>>
- (3) P.L.111-148. Patient Protection and Affordable Care Act <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ148/pdf/PLAW-111publ148.pdf>>
- (4) H.R.3762. To provide for reconciliation pursuant to section 2002 of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2016. <<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/3762/>>
- (5) Environmental Protection Agency, 40 CFR Part 60, Carbon Pollution Emission Guidelines for Existing Stationary Sources: Electric utility Generating units; Final Rule, 80 Fed. Reg. 64661(Oct. 23, 2015)
- (6) Clean Air Act, 42 U.S.C. § 7401-7671q.
- (7) Wolf, Richard, "Supreme Court blocks President Obama's climate change plan," *USA Today*, 2016.2.9. <<http://www.usatoday.com/story/news/politics/2016/02/09/supreme-court-halts-obamas-emissions-rule/80085182/>>
- (8) "Presidential Memorandum—Modernizing and Streamlining the U.S. Immigrant Visa System for the 21st Century," 2014.11.21. オバマ政権の White House ホームページ <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/11/21/presidential-memorandum-modernizing-and-streamlining-us-immigrant-visa-s>>
- (9) 連邦最高裁判所判事の定員は9名であるが、2016年2月にスカリア判事の死去により欠員が生じていた。最高裁判所判事の任命には連邦議会上院の承認が必要であるため、オバマ大統領任期中は欠員を埋めることができなかった。
- (10) 中島醸「第6章 移民政策」河音琢郎、藤木剛康『オバマ政権の経済政策』ミネルヴァ書房、2016, pp.180-183.